

仙台ロイヤルケアセンター  
仙台市介護予防・日常生活支援総合事業（生活支援通所型サービス）  
運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人財団明理会が設置する仙台ロイヤルケアセンター（以下「事業所」という。）において実施する仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援通所型サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態の利用者及び事業対象者に対し、適切な生活支援通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 生活支援通所型サービスの提供にあたって、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や介護予防・自立支援等を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 仙台ロイヤルケアセンター
- (2) 所在地 仙台市青葉区みやぎ台一丁目31番1号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
管理者は、事業所の従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行う。
- (2) 支援員 3名（兼務1名、専従2名）  
従事者は、生活支援通所型サービスの業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午後14時30分から午後16時30分までとする。

(生活支援通所型サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位 12名とする。

(生活支援通所型サービスの内容)

第7条 生活支援通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護予防セミナー
- (2) レクリエーション、集団体操
- (3) 趣味活動
- (4) 地域活動
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎 など

(利用料等)

第8条 生活支援通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱」(令和3年13月31日健康福祉局長決裁)の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 その他、生活支援通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 生活支援通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、仙台市青葉区(みやぎ台、芋沢、落合、愛子、折立、高野原、赤坂、錦ヶ丘、向田、葛岡、八幡、吉成、南吉成)、泉区(住吉台、西田中、南中山)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は生活支援通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 施設内での飲酒・喫煙は禁止する。
- 3 他利用者への迷惑行為、営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 生活支援通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、生活支援通所型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は仙台ロイヤルケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体の拘束等)

第15条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する為等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止事項)

第16条1 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策等)

- 第17条1 当施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。
- 2 ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備する。
  - 3 ハラスメント防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施する。
  - 4 ハラスメント被害者への配慮のため、行為者に対して一人で対応させない等、必要な措置を講じる。

(事業継続計画の策定等)

- 第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条1 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（生活支援通所型サービス）に関連する政省令及び本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設仙台ロイヤルケアセンターの幹部会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

第1号通所事業（生活支援通所型サービス）

重要事項説明書

介護老人保健施設

仙台ロイヤルケアセンター

# 仙台市介護予防・日常生活支援総合事業

## 第1号通所事業（生活支援通所型サービス）重要事項説明書

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・経営主体 医療法人 財団明理会
- ・事務所 東京都板橋区本町36-3
- ・施設名 介護老人保健施設 仙台ロイヤルケアセンター
- ・開設年月日 平成5年8月20日
- ・所在地 989-3214 仙台市青葉区みやぎ台一丁目31-1
- ・施設面積 9,299.95㎡
- ・施設建物 6,982.74㎡（鉄筋コンクリート2階建）
- ・電話番号 022-394-7651 FAX 022-394-6773
- ・開設者 理事長 中村 哲也
- ・管理者 皆川 和香
- ・指定事業所番号 04A5100155

#### (2) 生活支援通所型サービスの目的

医療法人財団明理会が設置する仙台ロイヤルケアセンター（以下「事業所」という。）において実施する仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援通所型サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態の利用者及び事業対象者に対し、適切な生活支援通所型サービスを提供することを目的とする。

#### (3) 運営の方針

- 1 生活支援通所型サービスの提供にあたって、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や介護予防・自立支援等を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

#### (4) 施設の職員体制

	兼務	専従	業 務 内 容
管 理 者	1	0	生活支援通所型サービスにおける管理業務・支援業務
支 援 員	1	2	生活支援通所型サービスにおける支援業務

#### (5) 定員等

- ・定員 12名

### 2. 営業日・サービス提供時間

営 業 日 毎週月曜日～土曜日（祝祭日を除く）※12月30日～1月3日までを除く  
サービス提供時間 14時30分～16時30分まで

### 3. 生活支援通所型サービスの内容

生活支援通所型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護予防セミナー
- (2) レクリエーション、集団体操
- (3) 趣味活動
- (4) 地域活動

(5) 健康チェック

(6) 送迎 など

#### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

##### ・協力医療機関

- ・名 称 イムス明理会仙台総合病院
- ・住 所 仙台市青葉区中央4-5-1
- ・名 称 西仙台病院
- ・住 所 仙台市青葉区芋沢字新田5-4-4
- ・名 称 仙台市立病院
- ・住 所 仙台市太白区あすと長町1-1-1
- ・名 称 仙台徳洲会病院
- ・住 所 仙台市泉区高玉町9-8
- ・名 称 泉病院
- ・住 所 仙台市泉区長命ヶ丘2-1-1

##### ・協力歯科医療機関

- ・名 称 光歯科
- ・住 所 仙台市青葉区子平町1-4-22

#### 4. サービス提供時の留意事項

- (1) 利用者は生活支援通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 施設内での飲酒・喫煙は禁止する。
- (3) 他利用者への迷惑行為、営利行為、宗教の勧誘、政治活動は禁止する。

#### 5. 通常の事業の実施地域

仙台市青葉区一みやぎ台、芋沢、落合、栗生、愛子、折立、高野原、赤坂、錦ヶ丘、向田、葛岡、  
八幡、吉成、南吉成  
泉区一住吉台、館、西田中、南中山、北中山

\*他、地域は相談に応じる事とします。

#### 6. 相談・苦情等の申し出

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情等がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談ください。詳しくは、別紙（苦情解決制度についてのお知らせ）ご覧下さい。

#### 7. 事故発生時の対応

介護サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や市区町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。  
事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、利用者に重過失がある場合はこの限りではありません。

#### 8. 非常災害対策

- ・ 利用者等の安全確保から非常災害に備え、防災計画を作成しています。
  - \*防災設備           スプリンクラー、非難階段、自動火災報知器  
誘導灯、屋内消火栓、消火器等
  - \*防災訓練           年2回実施（部分訓練、総合訓練）

## 9. 身体の拘束等

- ・ 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護する為等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

## 10. 褥瘡対策等

- ・ 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

## 11. 虐待防止事項

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

当施設は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 12. ハラスメント対策等

- ① 当施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行います。
- ② ハラスメント防止する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要体制を整備します。
- ③ ハラスメント防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施します。
- ④ ハラスメント被害者への配慮のため行為者に対して一人に対応させない等、必要な措置を講じます。

## 13. 事業継続計画の策定等

- ① 当施設は、感染症や非常災害の発生時にはにおいて、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- ② 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14. その他の重要事項

当施設では施設内感染が蔓延することがないように、職員定期検診、感染防止対策委員会の実施等により感染予防に努め、不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき、適切な措置を講じ、関係機関（保健所・医療機関・区市担当者）との連携をとります。

利用者の方々に安心してご利用いただくために、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止しておりますのでご協力ください。

## 生活支援通所型サービスについて

### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 生活支援通所型サービスの概要

生活支援通所型サービスは事業所が設置する事業所（仙台ロイヤルケアセンター）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び趣味活動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

### 3. 一部負担と利用料

#### (1) 一部負担（基本料金）

介護度	基本サービス料	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者 / 月 要支援1 / 月 要支援2 / 月	1,440単位	0単位 0円	1,478円	2,957円	4,436円
事業対象者 / 日 要支援1 / 日 要支援2 / 日	360単位	0単位 0円	369円	739円	1,109円

\* サービス単価（仙台市地域単価）：1単位＝10.27円

\* 合計金額は合計単位数にサービス単価を乗じて算出しております。

\* 生活支援通所型サービスは、月の料金は定額になります。※(最大週2回まで利用可能)

#### (2) 一部負担（加算料金）

区 分	加 算 単 位	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
若年性認知症利用者受入加算	240単位	247円	493円	740円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数（基本サービス費、各種加算減算を加えた利用サービスの合計単位数）に9.0%を乗じた単位数を加算。			

\* サービス単価（仙台市地域単価）：1単位＝10.27円

#### (3) その他の利用料

内 容	費 用	備 考
創 作	実費相当額	希望時
食費（間食）	1食 150円	

\* 創作の実施頻度は、創作を希望される方がいる場合に実施します。

#### (4) 支払い方法

- ・ 毎月末日締めで翌月 10 日に請求書を発送致します。お支払いは、翌月 27 日までにお願致します。尚、支払い方法は、①窓口支払い、②口座振替のいずれかでお願致します。尚、口座振替を利用の場合は毎月 27 日に引き落としとなります。
  - ・ 口座振替を希望される場合及び辞退する場合は、支援相談員または、事務所にお申し出下さい。
- ※ お支払い頂いた際に発行致します領収書は、再発行致しませんのでご了承下さい。

附 則 この説明書は、令和 7 年 8 月 1 日一部改正。